

## 大阪市告示第1584号

次の施設について、大阪市区役所附設会館条例（昭和40年大阪市条例第50号）第5条第2項により読み替えられた同条例第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第5条第2項により読み替えられた同条例第4条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年11月18日

大阪市長 横 山 英 幸

| 施 設 名       | 年 月 日         | 供用時間                   |
|-------------|---------------|------------------------|
| 大阪市立西淀川区民会館 | 令和6年11月25日（月） | 午後5時30分から<br>午後9時30分まで |

（西淀川区役所地域支援課）